

令和8年度自動販売機を活用したOpenRoaming対応Wi-Fi整備補助事業補助金交付要綱

8 推推第114号 令和8年4月27日

(目的)

第1条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、都内の公衆Wi-Fiにおける通信の安全性と利便性の確保を図るとともに、災害時やインバウンドの対応における通信多重化を推進するため、自動販売機事業者や通信事業者（以下「補助事業者」という。）が実施する自動販売機を活用したOpenRoaming対応Wi-Fi整備事業に要する経費の一部を、予算の範囲内における補助により支援することを目的とする。

(適用)

第2条 この要綱に基づく補助金の交付は、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の規定によるほか、この要綱の定めによる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) OpenRoaming

公衆Wi-Fiサービス関連事業者の業界団体であるWireless Broadband Alliance (WBA) による国際的なWi-Fi相互接続基盤をいう。

(2) TOKYO FREE Wi-Fi

都が提供する無料で利用できる公衆Wi-Fiサービスをいう。

(3) 自動販売機

硬貨、紙幣その他の代価を投入することにより、自動的に飲食料品その他の商品を販売する機械をいう。

(4) 自動販売機事業者

自動販売機の設置、運営、保守管理等について、3年以上の実績を有し、自動販売機の維持管理を自己の責任において行う者をいう。

(5) 通信事業者

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。

(補助事業)

第4条 本補助金の対象事業（以下「補助事業」という。）は、別表1に掲げる補助事業者が行う自動販売機を活用したOpenRoaming対応Wi-Fiの整備とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する費用のうち、別表1に掲げる補助対象費目に関する経費の合計額（消費税及び地方消費税相当分を含む。）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、都の予算の範囲内において、別表1に定める基準に基づき算出する額とする。

2 前項の補助金の額は、補助対象経費に国からの補助金若しくは交付金を充当する場合又はその他の補助金、助成金等（以下「国からの補助金等」という。）を充当する場合にあっては、当該補助対象経費から当該国からの補助金等を控除した額を基に前項の規定により算出する額とする。

3 前二項において算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てることとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ知事の指定する日までに、申請書（別記様式第1）及び別表2に定める関連資料を知事に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第8条 知事は、前条第1項の申請書の提出があったときは、速やかに当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、都の予算の範囲内で補助金の交付の決定を行い、決定通知書（別記様式第2）により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による通知に際して必要な条件を付することができるものとする。

3 知事は、第1項の規定による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するも

のとする。

- 4 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。
- 5 知事は、第1項の審査の結果、補助金の交付が適当でないと認めるときは、理由を付して申請者に通知するものとする。

(申請の撤回)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、当該申請の撤回をしようとするときは、同項に規定する通知を受けた日から起算して14日以内に、申請撤回届出書(別記様式第3)を知事に提出しなければならない。

(申請内容変更等の承認等)

- 第10条 補助事業者は、第8条第1項の規定による通知を受けた後、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ申請内容変更承認申請書(別記様式第4)及び別表2に定める関連資料を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の申請内容変更承認申請書の提出があったときはこれを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、決定額変更通知書(別記様式第5)により前項の補助事業者に通知するものとする。
 - 3 知事は、前項の規定による承認をする場合、必要に応じて補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
 - 4 補助事業者は、第8条第1項の規定による通知を受けた後、補助事業の全部又は一部を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第6)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 5 知事は、前項の承認申請書の提出があったときはこれを審査し、承認又は非承認を決定の上、中止(廃止)承認(非承認)決定通知書(別記様式第7)により補助事業者に通知するものとする。

(事故報告)

- 第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由その他必要な事項を事故報告書(別記様式第8)により報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、速やかに補助事業者にその処理について適切な指示をするものとする。
 - 3 知事は、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されてい

いと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業等を遂行すべきことを命じなければならない。

- 4 知事は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、当該補助事業等の一時停止を命ずることができる。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、毎年度の利用状況を、翌年度の4月1日から4月30日までの間に自動販売機を活用したOpenRoaming対応Wi-Fiの利用状況報告書(別記様式第9)により知事に報告しなければならない。ただし、初年度の状況報告は、補助事業の完了した日の属する年度分も併せて報告することとする。

- 2 知事は、前項の報告書の提出があったときは、必要に応じて現地調査等により利用状況を確認することができる。
- 3 補助事業者は、前項の調査に協力しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日とする。以下同じ。)から起算して30日を経過した日又は当該会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(別記様式第10)及び別表3に定める関連資料を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 知事は、前条第1項の実績報告書を受領したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容(第10条第2項の規定による承認をしたときは、その承認した内容とする。)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに金額確定通知書(別記様式第11)により補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の補助金の額の確定は、補助対象経費の実支出額の合計に補助率を乗じて得た額と、第8条第1項の規定により交付の決定をした補助金の額(第10条第2項の規定により変更した場合は、変更した額とする。)とのいずれか低い額とする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（別記様式第12）を速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

（補助金の支払）

第16条 知事は、第14条第1項の規定により補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、請求書（別記様式第13）を知事に提出しなければならない。

（是正のための措置）

第17条 知事は、第14条による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに適合させるための措置を命じることができる。

2 前項により補助事業者が必要な措置をした場合には、第13条第1項の規定を準用する。

（交付決定の取消等）

第18条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）補助事業者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合

（2）補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（3）補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合

（4）補助事業者が正当な理由なく、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の初めから起算して5年以内に、自動販売機を活用したOpenRoaming対応Wi-Fiの利用を中止した場合

（5）補助事業者が第12条第1項の規定による状況報告を怠った場合

（6）補助事業者が第12条第3項の規定による調査協力を拒んだ場合

（7）その他、補助事業者が補助金の交付の決定の内容及び別表1に付した条件その他法令又は本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

2 前項の規定は、第14条第1項の規定による補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第1項第4号の規定による取消額は、自動販売機1か所ごとに次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 補助事業の完了した日の属する年度又は補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の初めから起算して1年が経過する日までに中止した場合 補助金の全額
 - (2) 補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の初めから起算して1年を経過した日以降、2年が経過する日までに中止した場合 補助金の5分の4に相当する額
 - (3) 補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の初めから起算して2年を経過した日以降、3年が経過する日までに中止した場合 補助金の5分の3に相当する額
 - (4) 補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の初めから起算して3年を経過した日以降、4年が経過する日までに中止した場合 補助金の5分の2に相当する額
 - (5) 補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の初めから起算して4年を経過した日以降、5年が経過する日までに中止した場合 補助金の5分の1に相当する額
- 4 前項の規定にかかわらず、災害、事故その他補助事業者の責めに帰することができない事由により継続利用が困難となった場合の取消額については、知事が別に定める。
 - 5 知事は、第1項各号の規定による取消しをするときは、決定取消通知書（別記様式第14）により補助事業者へ通知するものとする。
 - 6 知事は、第1項各号の規定による取消しをしたときは、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産等の管理等)

- 第19条 補助事業者は、補助事業により取得した機械、器具、備品その他の財産（以下「取得財産」という。）等については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業により取得した取得財産等のうち、取得価格が単価50万円以上の取得財産について、取得財産等管理台帳（別記様式第15）を備え、管理するとともに、取得財産等があるときは、第13条第1項に規定する実績報告に当たり、取得財産等明細表を実績報告書に添付して提出するものとする。

(財産処分の制限等)

- 第20条 補助事業者は、次項に規定する期間内に取得財産等を処分してはならない。ただし、第3項の規定による承認を受けた場合は、この限りでない。
- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。
 - 3 補助事業者は、前項に規定する期間内において、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（別記様式第16）を知事に提出し、その承認を受け

なければならない。

- 4 知事は、前項の規定による承認をしようとするときは、同項の申請を受けた後、速やかに財産処分承認通知書（別記様式第17）により、補助事業者に通知するものとする。
- 5 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を知事に納付させることができるものとする。
- 6 第2項の規定により定められた期間を経過した場合において、取得財産等を処分することにより補助事業者が得た収入については、前項の規定は適用しない。

（違約加算金及び延滞金）

第21条 知事は、第18条第1項各号の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者をしてその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

- 2 知事は、補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

（違約加算金の計算）

第22条 知事は、前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第23条 知事は、第21条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付額からその納付金額を控除した額を基礎として、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

（補助事業の経理）

第24条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する

会計年度の終了後10年間保存しなければならない。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月27日から施行する。

別表1（第4条、第5条及び第6条関係）

補助事業者	補助対象経費	補助対象条件等	補助金の額
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動販売機事業者 ・ 通信事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ OpenRoaming対応Wi-Fi機器等の購入費（Wi-Fiアクセスポイント、給電HUB、LANケーブル、Wi-Fiルーター、自動販売機との接続に必要な機器及びソフトウェア） ・ OpenRoaming対応Wi-Fiの整備に要した経費（初期設定費、電源設置・増強工事費、配線工事費、回線容量増強工事費、自動販売機設置工事費その他整備に必要なと認められる経費） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ OpenRoaming対応Wi-FiはTOKYO FREE Wi-Fi提携（都のOpenRoaming認証中継サーバ等を利用※）のものとする。 ・ 位置情報（所在地、緯度及び経度）等を都に提供し都のWi-Fiスポットエリアマップ掲載に同意すること。 ・ OpenRoaming対応Wi-Fiを整備する自動販売機は、都内の駅周辺、公園、島しょ地域等に設置されたものとする。 ・ TOKYO FREE Wi-Fiのステッカー等を掲示すること。 ・ 補助金の交付を受けて設置したOpenRoaming対応Wi-Fiを、設置が完了した日の属する年度の翌年度の初めから起算して5年を超えて継続して利用すること。 ・ 利用年数にかかわらず当該自動販売機の撤去その他の理由によりOpenRoaming対応Wi-Fiの利用が困難となった場合は、速やかにその旨を都に報告すること。 <p>※利用条件、接続要件等は別途提示する。利用が難しい場合は都と協議とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動販売機1か所当たり500千円を限度として、補助対象経費の2分の1とする。

別表2（第7条及び第10条関係）

	提出書類	様式
1	補助金所要額内訳書	別記様式第18
2	事業計画書	任意様式 ※別表1の補助対象条件等を満たすことを記載

3	Wi-Fiアクセスポイントを設置する自動販売機の設置箇所を図示した図面	任意様式
4	補助対象経費に係る見積書、経費明細等	任意様式

別表3（第13条関係）

	提出書類	様式
1	補助金精算額内訳書	別記様式第19
2	事業実施報告書	任意様式 ※別表1の補助対象条件等を満たしていることを記載
3	<ul style="list-style-type: none"> ・Wi-Fiアクセスポイント設置箇所の写真 ・TOKYO FREE Wi-Fiのステッカー掲示箇所の写真 	任意様式
4	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書（請書等含む） ・納品書（業務完了報告書等含む） ・領収書（入金確認書等含む） ・その他経費の明細及び支出の根拠となる書類 	任意様式